



許可番号 第06050004578号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社 代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

金 沢 市 長 村 山 卓



許 可 の 年 月 日 令和 6年 1月12日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和10年12月 3日

1. 事業の範囲

取扱廃棄物の種類

(1) 積替え・保管を除く

① 廃ポリ塩化ビフェニル等 ② ポリ塩化ビフェニル汚染物

③ 汚泥 (特定有害産業廃棄物であるもの(※)に限る。)

※ 特定有害産業廃棄物は、第2面別表において「○」(積替え・保管を除く。)又は「◎」(積替え・保管を含む。)が記載されている有害物質を含むことにより有害なものに限る。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年12月 4日	当初許可	平成18年 4月24日	変更許可
平成20年 2月 6日	変更許可	平成20年12月 4日	更新許可
平成25年12月24日	更新許可	平成31年 2月19日	更新許可
令和 6年 1月12日	更新許可		

5. 積替え許可の有無

存 ・ 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



別表

特定有害産業廃棄物の種類

金属等の名称	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	×	×			○	×	×
カドミウム又はその化合物	×	×	×		×	×	×
鉛又はその化合物	×	×	×		×	×	×
有機燐化合物					×	×	×
六価クロム化合物	×	×	×		○	×	×
砒素又はその化合物	×	×	×		×	×	×
シアン化合物					×	×	×
ポリ塩化ビフェニル					×	×	×
トリクロロエチレン				×	×	×	×
テトラクロロエチレン				×	×	×	×
ジクロロメタン				×	×	×	×
四塩化炭素				×	×	×	×
1, 2-ジクロロエタン				×	×	×	×
1, 1-ジクロロエチレン				×	×	×	×
シス-1, 2 ジクロロエチレン				×	×	×	×
1, 1, 1-トリクロロエタン				×	×	×	×
1, 1, 2-トリクロロエタン				×	×	×	×
1, 3-ジクロロプロペン				×	×	×	×
チウラム					×	×	×
シマジン					×	×	×
チオベンカルブ					×	×	×
ベンゼン				×	×	×	×
セレン又はその化合物	×	×	×		×	×	×
1, 4-ジオキサン		×		×	×	×	×
ダイオキシン類		×	×		×	×	×

※ 表中の「○」は取扱いができるもの、「◎」は積替え・保管ができるもの、「×」は取扱いができないものを示す。

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

ご 減 第 1026 号
令和 6 年 1 月 12 日
(2024 年)

日本貨物鉄道株式会社
代表取締役 犬飼 新 様

金沢市長
村 山 卓
(公 印 省 略)

特別管理産業廃棄物収集運搬業を行うにあたっての留意事項について

令和 6 年 1 月 12 日付け第 06050004578 号で許可した特別管理産業廃棄物収集運搬業を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令及び同施行規則並びに金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例及び金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則並びに関係法令を遵守し、生活環境の保全上支障を生じないよう下記の事項に留意し、適正な業務の遂行に努めて下さい。

記

- 1 廃棄物の収集運搬は迅速に行い、廃棄物の一時保管場所を設置しないこと。
- 2 産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車両の両側面に産業廃棄物を収集運搬している旨の表示及び許可証に記載してある名称並びに許可番号（下 6 けた）を表示するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び許可証の写しを携帯すること。ただし電子マニフェストを利用している場合は、産業廃棄物管理票の代わりに電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類及び数量等の必要事項を記載した書類（電子情報でも可）を携帯すること。
- 3 金沢市戸室新保埋立場には、金沢市域外で発生した産業廃棄物を搬入しないこと。
- 4 石川県外から金沢市内へ搬入できる廃棄物は、金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱第 17 条第 3 項の規定により、金沢市長の搬入承認を受けた廃棄物に限ること。
- 5 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集・運搬実績報告書は、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 21 条の規定に基づき、様式第 29 号により、当該年度分を翌年 6 月 30 日までに市長に提出すること。
- 6 市長が必要があると認めたときは、許可の条件を変更することがある。

なお、許可証の記載事項及び事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

(事務担当)

〒920-8577

金沢市柿木畠 1 番 1 号

金沢市環境局ごみ減量推進課

TEL : 076-220-2521